

魚津市告示第14号

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱（令和5年魚津市告示第146号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月26日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第4条（略）</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、組合が運営する各交付対象施設の令和5年4月から令和6年3月までの各月分の電力料金から、<u>2年前の同月分の電力料金を差し引いた額</u>とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第6条 補助金の額は、<u>次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額</u>（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p><u>（1） 令和5年4月から令和5年9月まで 補助対象経費の4分の1以内の額</u></p> <p><u>（2） 令和5年10月から令和6年3月まで 補助対象経費の8分の1以内の額</u></p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする組合（以下「交付申請者」という。）は、令和6年5月31日までに、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。</p> <p>（1）－（4）（略）</p> <p>第8条－第13条（略）</p> <p>様式第1号（第7条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第7条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号（第8条関係） 【別記3】</p> <p>様式第4号（第9条関係） 【別記4】</p>	<p>第1条－第4条（略）</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、組合が運営する各交付対象施設が令和5年4月から<u>同年9月までに負担した電力料金から令和3年4月から同年9月までに負担した電力料金を差し引いた差額の合計</u>とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第6条 補助金の額は、<u>補助対象経費の4分の1以内の額</u>（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする組合（以下「交付申請者」という。）は、令和6年<u>1</u>月31日までに、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。</p> <p>（1）－（4）（略）</p> <p>第8条－第13条（略）</p> <p>様式第1号（第7条関係） 【別記1】</p> <p>様式第2号（第7条関係） 【別記2】</p> <p>様式第3号（第8条関係） 【別記3】</p> <p>様式第4号（第9条関係） 【別記4】</p>

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助対象期間 令和 年 月から令和 年 月まで

3 交付対象施設数 件

4 添付書類

- (1) 事業実績一覧表兼補助金計算書（様式第 2 号）
- (2) 電力料金の支払日及び電力使用量が確認できる書類の写し
- (3) 電力料金の支払を証する書類の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付対象施設数 件

3 添付書類

- (1) 事業実績一覧表兼補助金計算書（様式第 2 号）
- (2) 電力料金の支払日及び電力使用量が確認できる書類の写し
- (3) 電力料金の支払を証する書類の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

事業実績一覧表兼補助金計算書

令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月分まで

交付対象施設名	所在地			令和 3 年 月 から令和 3 年 月分までの 電力料金 (税抜) (B)	令和 5 年 月 から令和 5 年 月分までの 電力料金 (税抜) (A)	差引額 (税抜) (A) - (B)	
	施設種別 (いずれかに○)						
	魚津市	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
					差引額の合計額 (C)		
					補助金額 (D) = (C) ÷ 4 (1 円未満切捨て)		

令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月分まで

交付対象施設名	所在地			令和 年 月 から令和 年 月分までの 電力料金 (税抜) (F)	令和 年 月 から令和 年 月分までの 電力料金 (税抜) (E)	差引額 (税抜) (E) - (F)	
	施設種別 (いずれかに○)						
	魚津市	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
	魚津市	製氷事業	冷凍・冷蔵事業	水産物卸売市場			
					差引額の合計額 (G)		
					補助金額 (H) = (G) ÷ 8 (1 円未満切捨て)		
					交付申請額 (D) + (H)		

【別記 2】

改正前

様式第 2 号（第 7 条関係）

事業実績一覧表兼補助金計算書

交付対象施設名	所在地			令和 3 年 4～9 月分 電力料金 (税抜)	令和 5 年 4～9 月分 電力料金 (税抜)	差引額 (税抜)
	施設種別（いずれかに○）					
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
	魚津市					
	製氷 事業	冷凍・冷蔵 事業	水産物 卸売市場			
				差引額の合計額 (A)		
				交付申請額 (A) ÷ 4 (1 円未満切捨て)		

【別記3】

改正後

様式第3号（第8条関係）

魚津市指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付決定通知書兼額の
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助
金について魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第8条第1項の
規定により、下記のとおり交付を決定し、併せて額を確定しましたので、通
知します。

年 月 日

魚津市長

印

記

1 補助金交付決定額（確定額） 金 円

2 補助対象期間 令和 年 月から令和 年 月まで

【別記 3】

様式第 3 号（第 8 条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付決定通知書兼額の
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助
金について魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の
規定により、次のとおり交付を決定し、併せて額を確定しましたので、通知
します。

年 月 日

魚津市長



補助金交付決定額（確定額） 金 円

【別記4】

改正後

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地

団体名

代表者氏名

印

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定及び額の確定のあった魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金について、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金請求額 金 円
- 3 補助対象期間 令和 年 月から令和 年 月まで

4 振込口座

金融機関名		支店名						
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

所在地
団体名
代表者氏名

印

魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定及び額の確定のあった魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金について、魚津市漁業電力価格高騰対策事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金請求額 金 円

3 振込口座

金融機関名		支店名						
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第8条第1項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。